

価（外部的名譽）を意味すると解される。なぜなら、内部的名譽は、その表現された内容の主体である人物（以下「名宛人」という。）についていかなる情報が流布されたとしても、それによつて当該名宛人の価値に影響を及ぼすものではないからである。

そして、ある表現行為によつて、名宛人の外部的名譽が毀損されたといえるためには、当該表現内容が、名宛人の評価を低下せしめるだけの具体的事實を摘示していることを要するというべきであり、逆に、たとえ名宛人をひばうないし中傷する内容を含んでいても、それが抽象的な事実にとどまり、または、名宛人に対する感情を漠然と表現するにとどまつてゐる限りにおいては、名宛人の名譽感情を害する可能性はあつても（すなわち侮辱に該当する可能性はあつても）、名宛人の外部的名譽を毀損するものではない。

（三）そこで、請求原因3（しない）の記事内容を検討すると、（三）、（四）ないし（九）、（二）ないし（三）は具体的な事実を摘示したものといえるが（もつとも、（三）の前段部分である「ともあれ、」から「いないだろう。」までの部分は、具体的な事実を摘示したものとは言い難い。）、その余の部分は具体的な事実を摘示してはいないので、この限りにおいて、原告の主張はその一部につき失当となることになる。

2 請求原因5について検討するに、（証拠省略）によれば、原告に対する本件雑誌が発行された平成七年では、本件雑誌が発行された平成七年

一二月一四日以前において、既に、多くのマスメディアによつて、弁護士としての活動内容に関する具体的な事実、原告の弁護士としての適性等について疑問なしし批判を呈する文章等が掲載された書籍類が発行され、また、右各月一六日号として発行されたものでは内容を有する報道がなされていたことが認められ（なお、乙第二号証は、同月一六日号によれば、証人竹居鉄也の証言によれば、これは同月四日に発行されたものと認められる）。特に、請求原因3（三）の事実は乙第八号証に、同（四）及び同（五）の各事実は乙第一一、第一二号証に明確に記載されている。したがつて、本件記事内容は、おおむね同種の事項については何らかの形で報道され、ひいては公知の事実にまで至つていたといふことができる。

以上の認定事情に照らすと、本件雑誌が発行された當時、原告の外部的名譽が何らかの影響を受けていたとしているが、それが本件記事に基づくと認める。

〔参考条文〕
10 民事第一部判決、一部認容
民法七〇九条、自賠法三条

〔解説〕
一 訴外Aは、平成六年七月一日、札幌市中央区内を走行中の普通乗用車に同乗していたが、同区内の交差点を赤信号無視して進行してきたY運転の普通乗用車に衝突され、死亡するに至った。

通した供述であつて、客観性を有するものとは言い難く、採用できるものではない。

3 以上によれば、請求原因4及び抗弁について検討するまでもなく、原告の名譽毀損の主張は理由がない。

二 結語

以上の事実によれば、原告の本訴請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却し、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判官柴崎哲夫）

これに対し、Yは、会社役員の報酬には労務対価部分と利益配当部分が含まれているところ、その死亡による逸失利益の損害は労務対価部分に限られるべきであるから、Aの報酬を基礎として逸失利益を算定することは許されないと主張した。

二 本判決は、Yの損害賠償責任を肯認したうえ、Aの逸失利益について、Aは、本件事故当時B社とC社から年額九六〇万円の報酬を受けたから、右収入を基礎としたうえ、稼働年数を六歳から七歳まで平均余命一九・六六年の約二分の一である一〇年とし、生活費三割五分、ライブニッツ方式による中間控除をして四八・八万五二八〇円と算定したが、就労可能年齢を六七歳とすべきであるとするYの主張については、Aは本件事故当時六〇歳をす

さて健康かつ現役で働いていたことを理由に排斥し、また、Aの報酬中の利益配当部分は逸失利益の基礎となる収入から除外すべきであるとする主張については、Aの稼働状況及び年収、他の社員の年収との対比、B社とC社の業績等に照らすと、死亡當時得ていた収入は、すべてAの労務の対価であると評価するのが相当であるとして排斥し、右逸失利益に慰謝料、葬儀費、弁護士費用等を加算して、総額約八一六〇万円の賠償を求める限度で本訴請求を認容した。

三 会社役員の逸失利益は、基本

的には一般の給与所得者の場合と同様、現実の給与ないし役員報酬を基準として算定されるが、小規模会社

の場合は、役員の報酬の中に実質的には利益配当部分が含まれることがあるところから、逸失利益の算定の基礎収入からその分を控除すべきであるとする裁判例が少なくない

(東京地判平6・8・30判時一五〇九号

七六頁、大阪地判平7・12・15本誌九一四号二一五頁など)。しかし、役員の報酬中の労務対価部分を確定することができないときは、賃金センサスを利用することができます(副田「逸失利益(9)」新交通事故判例百選一〇四頁参照)、会社の業績、稼働状況、報酬額、他の役員の年収等に照らし、不

常に高額でないときは、現実の報酬額を基礎とすることも許されなくはないであろう。

本判決は、二つの会社の代表取締役を兼任する者の逸失利益について、現実の報酬額を基礎として算定した事例であり、今後の同種事案の処理上参考になろう。

原

告 宮 坂 恵 美 子

外二名

右三名訴訟代理人弁

護士

右三名訴訟復代理人

弁護士

被 告 八 戸 公 智

右訴訟代理人弁護士

前 田 尚 一

橋 本 智

主 文

弁護士

告 八 戸 公 智

前 田 尚 一

橋 本 智

主 文

弁護士

告 八 戸 公 智

前 田 尚 一

橋 本 智

主 文

弁護士

告 八 戸 公 智

前 田 尚 一

橋 本 智

主 文

弁護士

告 八 戸 公 智

前 田 尚 一

橋 本 智

主 文

弁護士

告 八 戸 公 智

前 田 尚 一

橋 本 智

主 文

弁護士

告 八 戸 公 智

前 田 尚 一

し各金三一八三万〇八〇五円、及びこれらに対する平成六年七月一四日から支払済みまで年五パーセントの割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、信号機により交通整理の行

われている交差点を青色表示に従つて直進して通過しようとした普通乗用自動車が、左方から赤色表示を無視して同交差点に進入してきた普通乗用自動車に衝突され、被害車両の同乗者が死亡した事故につき、被害者の妻子が、自賠法三条、民法七〇九条に基き、加害車両の運転者に対して損害の賠償を求めた事案である。

一 爭いのない事実等(証拠を掲げた事実以外は争いのない事実である)。

1 交通事故(以下「本件事故」という。)の発生

六三二〇円、及びこれらに対する平成六年七月一四日から支払済みまで年五

六年七月一四日から支払済みまで年五

2 法定相続

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

原 告 恵 美 子

3 責任原因(自動車損害賠償保

障法三条、民法七〇九条)

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

4 損害の填補

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

5 争点

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子

被 告 宮 坂 恵 美 子

原 告 恵 美 子</

幌市立病院に入院して治療を受けたところ、その治療費は一二万一八三八円である（争いがない）。

〔二〕 逸失利益（八〇二三万九八

二四円） 四八一八万五二八〇円

(1) 証拠（甲三、九、一〇、一一の

1、2、一四ないし一六、一八ないし

二一、二三ないし二六、二八、二九、

三一、証人齋藤武雄）によれば、次の

事実が認められる。

① 亡一基は、本件事故当時六歳

（昭和八年一月一六日生）の健康な男性

で、昭和二七年四月に家具製作所に職

人として就職し、昭和三一年四月には

独立して宮坂家具製作所を創業し、昭

和四年八月には宮坂家具製作所を法

人化して株式会社宮坂商會を設立して

紳士服や婦人服等の衣料品の販売も手

がけるようになり、昭和五八年二月に

株式会社宮坂商會の商号を宮坂商事株

式会社（以下「宮坂商事」という。）に

変更した。平成元年には出資者を募つ

て温泉ホテルの経営を目的とする株式

会社ニユ一温泉閣ホテル（以下「ニユ一

温泉閣ホテル」という。）を設立し、ま

た、平成三年には、赤字が累積した有

限会社の出資全部を引き取つて有限会

社のジョリフアン（以下「ジョリフア

ン」という。）に商号を変更し、平成五

年には宮坂商事で扱つていた高級婦人

服部門等を扱うようになった。

② 亡一基は、宮坂商事の発行済株

式総数四万八八〇〇株のうち二万七〇

四〇株（亡一基の家族が所有する分も

合わせると二万四二五九株）を、ニユ一

温泉閣ホテルの発行済株式総数四〇六

株のうち八〇株をそれぞれ保有し、

ジョリフアンについては出資口すべて

を保有するとともに、本件事故当時、

右三社のいずれにおいても代表取締役

をしており、業務全般の調整・総括か

ら仕入れや現場の指導まで業務全般に

従事していた。

③ 亡一基が死亡する前三期の宮坂

商事、ジョリフアン及びニユ一温泉閣

ホテルの各業績（一万円未満切捨）は

宮坂商事において、第二六期（平成三

年二月一日から平成四年一月三一日）

が売上高一三億七〇七一萬円、営業利

益四四三七萬円、経常利益二四三万円

及び当期純利益五八三万円、第二七期

（平成四年二月一日から平成五年一月

三一日）が売上高一一億八六五四万円、

営業利益三三三六万円、経常利益一五

四五万円及び当期純利益三八八万円、

第二八期（平成五年二月一日から平成

六年一月三一日）が売上高一一〇億二一

八九万円、営業利益一九七万円、経常

損失一八四二万円、当期純損失一五四

一万円であり、ジョリフアンにおいて、

第四期（平成三年二月二一日から平成

四年二月二〇日）が売上高九七七九万

円、営業損失六一一万円、経常損失七

〇〇万円、当期純損失七〇〇万円、第

五期（平成四年二月二一日から平成五

年二月二〇日）が売上高三三三三万円、

営業損失五七五万円、経常損失五七六

万円、当期純利益四五五万円、第六期（平

成五年二月二一日から平成六年二月二

〇日）が売上高一億一九九三万円、當

業利益一七五五万円、経常利益一六六

六万円、当期純利益一六〇一万円であ

り、ニユ一温泉閣ホテルにおいて、第

三期（平成三年五月一日から平成四年

四月三〇日）が売上高一億一九九六万

円、営業損失七三四万円、経常損失一

三三五万円、当期純損失一三三五万円、

第四期（平成四年五月一日から平成五

年四月三〇日）が売上高一億三八二八

万円、営業利益八四六万円、経常利益

一一九万円、当期純利益一一九万円、

第五期（平成五年五月一日から平成六

年四月三〇日）が売上高一億四四六七

万円、営業利益四四七万円、経常損失

二三五万円、当期純損失二三五万円で

あつた。

④ 亡一基は、平成五年度は、宮坂

商事から八四〇万円、ジョリフアンか

ら一二〇万円の合計九六〇万円の報酬

を受けており、ニユ一温泉閣ホテルに

ついては、経営が黒字になるまでは役

員報酬の受取を辞退するとの意向から

報酬を受取つていなかつた。同年度に

おいて、宮坂商事で亡一基に次いで収

入の高い専務取締役である齋藤武雄

（以下「齋藤」という。）の収入は五一

七万五〇〇〇円であり、齋藤は、ジョ

リフアンとニユ一温泉閣ホテルの取締

役も兼任し、ジョリフアンから九六万

円の報酬を受けていた。

⑤ 亡一基には身内にこれといつた

後継者はおらず、亡一基が死亡したた

め一時にその妻が宮坂商事及びジョ

リフアンの代表取締役に就任したが、

その後は齋藤が宮坂商事の代表取締役

に就任し、平成七年からはジョリフア

ンの営業を宮坂商事が行つてゐる。

なお、本件事故当時、原告奈穂美は

すでに婚姻をし、亡一基とは生計をと

もにしていない。

(2) これらの事実によれば、亡一基

は、本件事故により死亡しなければ、

が可能であつたと推認され、その間、

少なくとも年収九六〇万円を下らない

収入を得ることができたと認めるのが

相当である。そして、亡一基の年齢、

稼働状況や家族構成等を考慮すると、

その間の生活費として三割五分を控除

するのが相当であるから、それらを前

提に、ライプニツツ方式（係数は七・

七二二）により年五分の割合による中

間利息を控除し、亡一基の死亡当時に

おける逸失利益の現価を算定すると、

四八一八万五二八〇円となる。

9,600,000×(1-0.35)×7.722

= 48,185,280

(3) 原告らは、ニユ一温泉閣ホテル

において、平成六年六月二三日に開催

された取締役会において、翌七月から

亡一基に對して月額三五万円の役員報

酬を支給することが決議されていたの

であるから、亡一基は本件事故に遭わ

なければこの分を加えた一三八〇万円

を下らない年収を本件事故から一年

間にわたつて得ることができたと主張

し、証人齋藤武雄も、亡一基は、ニユ一

温泉閣ホテルについては、經營が黒字

となるまでは役員報酬を受け取らないとの意向から無報酬であつたが、平成六年六月二三日の取締役会において、黒字であったことから多少利益を生じ減価償却等の損失分がそれほど大きくなく、第四期及び第五期の営業利益が黒字であったことから多少利益を生じる見通しがついたので月額三五万円の役員報酬を支払うことにして、取締役会議事録（甲一二）を作成する間に亡一基が本件事故により死亡したと、おおむねこれに副う供述をし、同趣旨の齋藤武雄及び山口信吉の各陳述書（甲一二）も存在する。

しかししながら、ニユーワン温泉閣ホテルの業績について、たしかに第四期及び第五期と営業利益は出ているものの、第五期の方が半減し、第四期のわずかな経常利益も第五期では損失になつてゐる。取締役会議事録作成の時期や体裁（同一人物が各取締役の署名をしている。甲一二）を併せ考へると、齋藤証言やそれと同趣旨の前記各陳述書の信用性に疑問がないではなく、仮に信用できるとしても、右のとおりのニユーワン温泉閣ホテルの業績に加え、経営が黒字になるまでは役員報酬を受取らぬとの亡一基の意向を総合すると、本件事故に遭わなければ、亡一基が今後もこうした報酬を受け続けることができたとまではいえないというべきである。もつとも、亡一基の業務内容に照らせば、ニユーワン温泉閣ホテルからある程度報酬を受取つてもおかしくはないが、死亡当時は現実に受取つていなかつたのであり、宮坂商事、ジョ

リファン及びニュー温泉閣ホテルの当時の業績に照らして予測されるところの将来の業績や、亡一基の年齢に照らした就労可能期間や就労程度等の不確定要素をも総合考慮すると、亡一基は、本件事故に遭わなかつたとして、原告主張の一一年間はもちろん、平均余命の約二分の一である一〇年間であつても、その期間を通して死亡当時現実に得ていた年収九六〇万円を上回る收入を得ることができたとまで推認するには足りないといわざるを得ない。

他方で、被告は、後継者のいない中小企業の代表者の大半は年金の下りる六〇歳まで現役で働き、その後は会長等の名譽職的立場に退いて実質的には働かないのであるから、就労可能年齢は六七歳までとし、六〇歳から六七歳までは賃金センサスによるべきであると主張するが、後継者のいない中小企業の代表者の稼働状況を裏付ける証拠ではなく、亡一基は本件事故当時すでに六〇歳をすぎて健康かつ現役で働いていたのであるから、被告の主張は採用できない。

（三）慰謝料（二七〇〇万円）
二四〇〇万円
亡一基の受傷内容、死亡に至る経過、年齢及び家庭環境等の諸事情に加え、本件事故の態様をも考慮すると、本件事故による受傷及び死亡による慰謝料としては、二四〇〇万円が相当である。
2 原告らに生じた損害
亡一基の葬儀費（八五〇万八五六〇円）
二〇〇〇万円
甲第一三号証によれば、原告らは、亡一基の葬儀関係費用として八五〇万八五六〇円を支出したことが認められ、このような高額な費用がかかったのが、亡一基の年齢や職業上の地位（特に複数の企業の代表取締役であった点）によることは否定できないところであるから、このような事情をも考慮すると、本件と相当因果関係のある葬儀費用としては二〇〇万円が相当と認められ、弁論の全趣旨によれば、原告らはそれを各相続分に従つた割合で負担したものと認められる。

二 損害の填補

原告らは、本件事故に関して自動車損害賠償責任保険から亡一基の治療費として一二万一八三八円の支払を受けしており、弁論の全趣旨によれば、それは、原告らが有する損害賠償請求権にその相続分に従つた割合で充当されたものと認められ、その結果、原告らが

被告に対し、損害賠償として請求される金額は合計七四一八万五二八〇円（原告恵美子が三七〇九万二六四〇円、原告奈穂美及び原告知江が各一八五四万六三三〇円）となる。

三 弁護士費用（原告恵美子につき五七八万七四一九円、原告奈穂美及び原告知江につき各一八九万三七〇九円）

原告恵美子につき三七〇万円、原告奈穂美及び原告知江につき各一八五万円

原告らは本件損害賠償請求事件の進行を原告ら訴訟代理人に委任し（争いがない）、本件における認容額、審理の内容及び経過等に照らすと、本件事故と相当因果関係にある弁護士費用としては七四〇万円が相当と認められる。そして、弁論の全趣旨によれば、原告らはこれを各相続分に従つた割合で負担したものと認められるから、その負担額は、原告恵美子が三七〇万円、原告奈穂美及び原告知江が各一八五万円である。

第四 結論

以上によれば、原告らの各請求は、被告に対し、原告恵美子につき四〇七九万二六四〇円、原告奈穂美及び原告知江につき各一〇三九万六三三〇円とこれらに対する平成六年七月一四日（本件事故発生日）から各支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があ

(三) 慰謝

七〇〇万円)
二四〇〇万円

三 弁護士費用

美子につき